

2010(平成22)年度
きょうとしたぶんかしきこんわかい
京都市多文化施策懇話会 報告書

きょうとしたぶんかしきこんわかい
京都市多文化施策懇話会
2011(平成23)年3月

もく
目 次

I	<u>きょうとし ていげん</u> 京都市への提言	1
1.	たぶん かきょうせいほいく きょういく 多文化共生保育・教育について	2
2.	たげんご わか じょうほうていきょう 多言語で分りやすい情報提供について	3
3.	がいこくせきしみんとう かかわ ぎょうせい みんかん きょうどう 外国籍市民等に関する行政と民間との協働について	4
4.	ちいき たぶんかきょうせい そくしん 地域での多文化共生の促進について	5
II	<u>し りょう</u> 資 料	7
1.	へいせい ねんどかいぎ 2010(平成22)年度会議について	8
2.	ていげん かんれん こくさいかすいしん こうもく 提言と関連する「国際化推進プラン」項目	11
3.	にほんじょせいかいぎ とりくみ 「日本女性会議2010きょうと」での取組について	13
4.	きょうとし がいこくじんとうろくしゃすう 京都市の外国人登録者数	15
	きょうとしたぶんかしさくこんわかいい いいん 京都市多文化施策懇話会 委員	17
	きょうとしたぶんかしさくこんわかいい せっしちょうこう 京都市多文化施策懇話会 設置要綱	18

I きょうとし ていげん
京都市への提言

1. 多文化共生保育・教育について

【提 言】

しゅうがくまえ こ ほいくしょ ようちえん せいかつ なか たぶんか たいけん じぶん こと
1-1: 就学前の子どもが保育所・幼稚園での生活の中で多文化を体験し、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持つことができるような取組を進める。また、こういった取組が一層広がるよう、保育・教育関係者をはじめ多くの人に、現在おこなわれている多文化の取組について知ってもらう機会を増やしてゆく。

たよう こくせき じどう せいと とも まな たがりかい ふか
1-2: 多様な国籍やルーツをもつ児童・生徒が、共に学び、お互いの理解を深めるとともに、市民が児童・生徒の多様性について知ることのできる仕組みづくりを進める。

【現状・課題】

ぶんか にんげん たようせい しょうがっこう にゅうがく はじ がくしゅう
・文化や人間の多様性は、小学校に入学して初めて「学習」するものではありません。生まれたときから、そして地域のなかから始まり、体験を通じて感性が育ません。生れたときから、そして地域のなかから始まり、体験を通じて感性が育まれ学齢期や青年期へと繋がっていくものです。小学校入学前の保育や教育の現場で、自分とは異なる文化を持った人も含めたさまざまな人と親しんで、人と関り支え合いながら生活する力を養うことが大切です。就学前の子どもたちに多文化を体験してもらう取組を進めるとともに、保育・教育の仕事に携わっている人たちにも、多文化共生について学んでもらうことが重要です。

きょうとしない ふくすう がいこくじんがっこう みんぞくがっこう た こうりつ しりつがっこう た
・京都市内には複数の外国人学校と民族学校があり、その他の公立・私立学校でも多様な国籍やルーツをもつ児童生徒が学んでいます。こういった多様な国籍やルーツをもつ生徒が触れ合い、共に学ぶ環境が必要です。外国人学校や民族学校については、より多くの市民に学校での取組を知ってもらい、地域住民との相互理解を進めていく必要があります。

2. 多言語で分りやすい情報提供について

【提 言】

2-1：日本語能力が十分でない市民が必要な情報をスムーズに入手できるよう、

行政サービスについて情報提供する際に、多言語でより分りやすいものに
するよう取り組む。

2-2：京都市が実施している通訳事業について、より広く市民に知つてもらうよう努

めるとともに、こういった行政の施策と、民間の関係機関の取組とが互いに
連携し、より有効に機能するよう工夫する。

【現状・課題】

・外国籍や外国にルーツのある市民が生活する上で、行政サービスの情報をスムー

ズに入手できることが重要です。日本語能力が十分でない人にとって、行政の

ウェブサイト、パンフレットの情報をすべて読みこなすのは大変です。概要や

重要なポイントだけを一覧にして、多言語で分りやすく情報を提供するなど、
より有効な情報発信の仕方を検討することが大切です。

・京都市では、日本語能力が十分でない人も行政窓口や医療機関できちんとサー

ビスが受けられるよう、行政通訳や医療通訳を実施し、電話での通訳・相談を受け

付けたり、医療機関に通訳スタッフを派遣したりしています。こうした通訳事業が

十分に活用されるよう、より多くの市民にこれらの事業について知つてもらう

必要があります。また、医療、行政手続、保健など複数の分野で実施されている

これらの通訳事業や民間の取組が互いに連携を強めれば、外国籍等の利用者の人も

より安心して、有効に活用することができます。

3. 外国籍市民等（※）に関する行政と民間との協働について

【提言】

3-1：外国籍や外国にルーツのある市民に関する行政と民間団体とが、同じ課題に

取り組むため、情報共有と相互理解を進める。

3-2：外国籍等の市民に円滑に施策を適用し、サービスを提供するため、行政職

員がこういった市民について学び、理解を深めるための研修等の機会をより充実させる。

【現状・課題】

・京都市内には、外国籍等の方への支援やサービスを行っている団体・機関が多数存在します。行政の施策が有効に働くためには、こういった団体の活動と補い合うことが大切です。様々な分野で活動している民間団体と行政とが十分にお互いの取組や施策を理解し、情報共有を進めることで、両者の活動がより効果的なものとなるはずです。

・外国の国籍やルーツをもつ人のなかには、困りごとや相談ごとがあっても、きちんと日本語で説明できるのか、話を聞いてもらえるのか不安であるといった理由から、行政窓口へ行くことをためらう人も多くいます。また、窓口で対応する行政職員の何気ない言葉づかいなどで、より不安になったり傷ついてしまうこともあります。窓口で対応する行政職員や、外国籍等の市民に関する施策を担当する部局の職員が、こういった方の立場や状況・事情について理解を深めたうえで対応できることが求められています。

※多文化共生の取組は、外国籍の方だけでなく、日本国籍を取得した方や、日本人との国際結婚で生まれた子供など、外国にルーツのある日本国籍の方にも関るものです。京都市では、こういった外国籍や外国にルーツのある市民を「外国籍市民等」と表記しています。

4. 地域での多文化共生の促進について

【提 言】

4-1: 同じ地域に暮らす多様な国籍や文化的背景をもつ市民同士が、互いに交流し合

い、活躍できるまちづくりを進める。

4-2: 地域において、多文化共生の活動がより活発になるような仕組みづくりに努め
る。

【現状・課題】

・多様な国籍や文化的背景をもつ人が地域で共に生活するうえで、あらゆる市民がさ
まざまな国の文化に対する理解・関心を深め交流することが重要です。外国から

来日した人たちが支えあって生活するコミュニティが京都市内にもあります。こう

いった地域で暮らす外国籍等の住民は、地域での交流やネットワークを広げてい
きたいと考えていますので、こうした働きかけを支援して、外国籍等の住民と
地域コミュニティとのつながりを深めることが大切です。

・京都市内では、多くの多文化共生の催しやまつりが行われており、地域での市民
交流に活気を与えています。しかし、なかには楽器や劇の練習、展示物の製作な

どの準備に使用する場所が十分に確保できていないイベントもあります。学校や

地域の協力を得ながら、小学校跡地の施設などを利用して、多文化共生の活動
が盛んになれば、外国籍等の住民に対する理解が進むだけでなく、地域の活性化に
もつながります。

II 資 料

1. 2010（平成22）年度会議について

2010（平成22）年度には、「多文化共生の地域づくり」をテーマに3回の会議を開催しました。会議ごとに担当委員がこれまで関わってきた多文化共生についての取組などを報告し、議論しました。

第1回会議

日 時：2010（平成22）年6月4日（金）

場 所：京都市国際交流会館

議 題：今年度の懇話会について

<主な内容>

- ・ 小川委員を座長に選出しました。
- ・ 第1期懇話会（任期2年）で議論する内容について、各委員が意見を出し合いました。

第2回会議

日 時：2010（平成22）年9月7日（火）

場 所：京都市国際交流会館

議 題：コミュニケーション、子育てから見た多文化共生について

報 告：多文化共生保育の現場から（担当：金光敏委員）

医療通訳の現状と課題（担当：重野亜久里委員）

DVなどに苦しむ外国人女性の支援（担当：吉村三和委員）

※ 静岡市外国籍住民懇話会委員の方々が傍聴に来られ、続いて意見交換を行いました。

だい かいかいぎ
第3回会議

にち じ へいせい ねん がつ か げつ
日 時：2011（平成23）年2月14日（月）

ば しょ ほんのうじぶんかかいん
場 所：本能寺文化会館

ぎ だい こそだ み たぶんかきょうせい
議 題：コミュニケーション、子育てから見た多文化共生について

へいせい ねんとでいげん
2010（平成22）年度提言について

ほう こく がいこくじんがっこう げんじょう こんご む もんだいていき たんとう みずとり いいん
報 告：外国人学校の現状と今後に向けての問題提起（担当：水鳥ソフィー委員）

たぶんかきょうせい とりくみ み むす ふくし げんば たんとう きむやんじやいいん
多文化共生の取組が実を結んだ福祉の現場から（担当：金洋子委員）

いいん おも いけん ていげん はんえい のぞ
委員からの主な意見（提言に反映されたものを除く）

きょうとし ねん がいこくせきしみん たい いしき じつたいちょうさ じっし
1. 京都市は2007年に、外国籍市民に対して、意識・実態調査を実施している。

こんご がいこくせきしみん たぶんかきょうせい かた かん しみんいしきちゅうさ
今後、外国籍市民や多文化共生のあり方に関する市民意識調査ができれば、

らいねんどいこう こんわかい うんえい きょうとし しさく し おお
来年度以降における懇話会の運営や京都市の施策に資するところが大きい。

にちじょう しごと こそだ お せいかつ がいこくせき かた にほんご まな
2. 日常、仕事や子育てに追われて生活している外国籍の方は、ゆっくり日本語を学

じかん がいこくじん てがる にほんごきょうしつ しないかく
ぶ時間がなかなかない。外国人が手軽にアクセスできる日本語教室が、市内各

ちいき ふ 地域に増えてほしい。

にほんご はな りゆう こんわかい いいん がいこくせき かた こえ かいぎ
3. 日本語が話せないなどの理由で、懇話会の委員になれない外国籍の方の声も、会議

のなかで汲み上げていくべきだ。

こんわかい 懇話会ニュースレターの発行

会議の内容を広く市民の方に知っていただくため、ニュースレターNo.1～3を発行し、各区役所等に設置・配布しました（編集／発行：京都市多文化施策懇話会事務局（京都市総合企画局国際化推進室）。より多くの方に懇話会の活動を知つていただくため、多言語で発行することが今後の課題です。

○ニュースレターNo.1の主な内容

第1回会議の内容紹介、懇話会について、各委員紹介、懇話会報告書の提出について、「日本女性会議2010」への参加について

○ニュースレターNo.2の主な内容

第2回会議の内容紹介、医療通訳派遣事業の紹介、「日本女性会議2010」への参加について、静岡市外国籍住民懇話会委員の来訪と意見交換について
コラム：東九条マダン、京都市国際交流会館オープンデイ

○ニュースレターNo.3の主な内容

第3回会議の内容紹介、京都市内の外国人学校・民族学校の紹介、多言語での防災の取組について

※ ニュースレターを御希望の方は、下記までお問合せください。ホームページからもご覧になります。

京都市総合企画局国際化推進室

TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000087864.html>

2. 提言と関連する「京都市国際化推進プラン」項目

京都市は2008（平成20）年12月に「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～」を策定しました。このなかで京都市は、「多文化が息づくまち」を目指し、外国籍市民等が暮らしやすく、活躍できるまちづくりを推進することを掲げています。

国際化推進プランの推進項目の中には、今回の諸提言と関連するものも少なくありません。各提言はこのプランの一環としても現実化しうるものといえるでしょう。

以下、各提言と関りの深いプラン推進項目を掲げます。なお、すべての関連項目を網羅したものではないことにご留意ください。

※括弧内は推進項目の番号です

提言1 「多文化共生保育・教育について」と関連する「推進プラン」項目

- ・「学校における多文化共生を推進する教育の充実」(3-(3)-イ③)
- ・「教育・子育て支援に関する体制及び研修の充実」(3-(2)-ア⑤)
- ・「多文化を尊重する市民意識の醸成」(3-(3)-イ②) など

提言2. 「多言語で分りやすい情報提供について」と関連する「推進プラン」項目

- ・「新規転入者に対する情報提供の充実」(3-(1)-ア①)
- ・「相談事業の充実」(3-(1)-ア②)
- ・「行政情報・生活情報の多言語化、情報提供方法の多様化の推進」(3-(1)-ア③)
- ・「医療情報の積極的な提供」(3-(2)-イ③)
- ・「医療通訳派遣事業の充実」(3-(2)-イ④) など

ていげん がいこくせきしみんとう かかわ ぎょうせい みんかん きょうどう かんれん すいしん
提言3. 「外国籍市民等に 関る行政と民間との協 働について」と関連する「推進プラン」項目

- ・「市民、民間団体等との協 働」(4-1)
- ・「庁内体制の強化と人材の育成・確保」(4-4)
- ・「相談事業の充 実」(3-(1)-ア②) など

ていげん ちいき たぶん かきょうせい そくしん かんれん すいしん こうもく
提言4. 「地域での多文化共生の促進について」と関連する「推進プラン」項目

- ・「地域での交流機会の促進」(3-(3)-ア②)
- ・「(留学生や就学生等と) 市民との交流機会の提供」(3-(2)-エ-③) など

※ 「京都市国際化推進プラン」を御希望の方は、下記までお問合せください。ホー

ムページからもご覧になれます。

きょうと しそうごうきかく きょくこくさい か すいしんしつ
京都市総合企画局国際化推進室

TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000074488.html>

3. 「日本女性会議2010きょうと」での取組について

男女共同参画について考える日本女性会議の京都大会が開催され、そのなかの「多文化共生」をテーマにした分科会を懇話会委員が担当しました。外国人女性を取り巻く課題について、懇話会の5名の委員が発表、ディスカッションを行い、終了後には参加者の皆さんにアンケートを実施しました。

—「日本女性会議2010きょうと」多文化共生分科会について —

日 時：2010（平成22）年10月1日（金）

場 所：国立京都国際会館

出席者

座 長：小川委員

モデレーター：十倉委員

報 告 担 当：金光敏委員、水鳥委員、吉村委員

会場参加・コメント：神崎委員、金洋子委員、ウリヤナ委員

報 告

金光敏委員：地域、子育ての中での多文化共生

水鳥委員：フランスにおける女性の就労について

吉村委員：外国人支援の立場から

— 参加者アンケートの結果 (回答数 75) —

- お住まいの都道府県 「近畿圏」： 26 「その他」 49
○ 外国籍の市民や海外からの観光客と日常的な交流が

「ある」： 30 「ない」： 35

→ 「ある」という方のうち

・ 日常の交流のなかで助けられた、生活にプラスであると感じたことが

「ある」： 26 「ない」： 4

例：多様性を知る楽しみがある。

他国を知ることで、自国の文化も改めて知ることができる。

外国の料理を学び、食文化が豊かになった。

同じ国出身の人でも十人十色、という当たり前のことを認識できた。

・ 日常の交流のなかで困ったことが

「ある」： 13 「ない」： 17

例：言葉が通じないこと、金銭感覚の違い、食事や話し方
交通マナーや時間感覚の違い

おおらかというカルーズなところが、国民性なのか個性なのか分らない

○ 参加者からの意見

- ・ 常日頃から、外国籍の方と地域でふれあうことが大切だと改めて感じた。
・ 女性会議の場で、「多文化共生」という意外な話を聞けてよかったです。こういった施策に取り組んでいるのは、さすが京都、と感じた。
・ フランスなどにならって、女性が子育てをしながら働くような制度が日本でも充実すると良い。女性に仕事か育児・家事かの選択を迫る社会ではいけない。
・ 一口に「外国籍」と言っても京都と他府県とでは状況も異なる。京都と異なり、労働者として最近日本に来た外国人が多い地域では、必要な取組も変わってくる。
・ 皆さんのお話を感動した。学習塾で講師をしているが、本日の多文化共生の取組を、子どもたちにも伝え、広げていきたい。

きょうとし がいこくじんとうろくしやすう
4. 京都市の外国人登録者数

こくせきべつ がいこくじんとうろくしやすう
国籍別 外国人登録者数

2010 (平成22) 年12月末現在
単位(人)

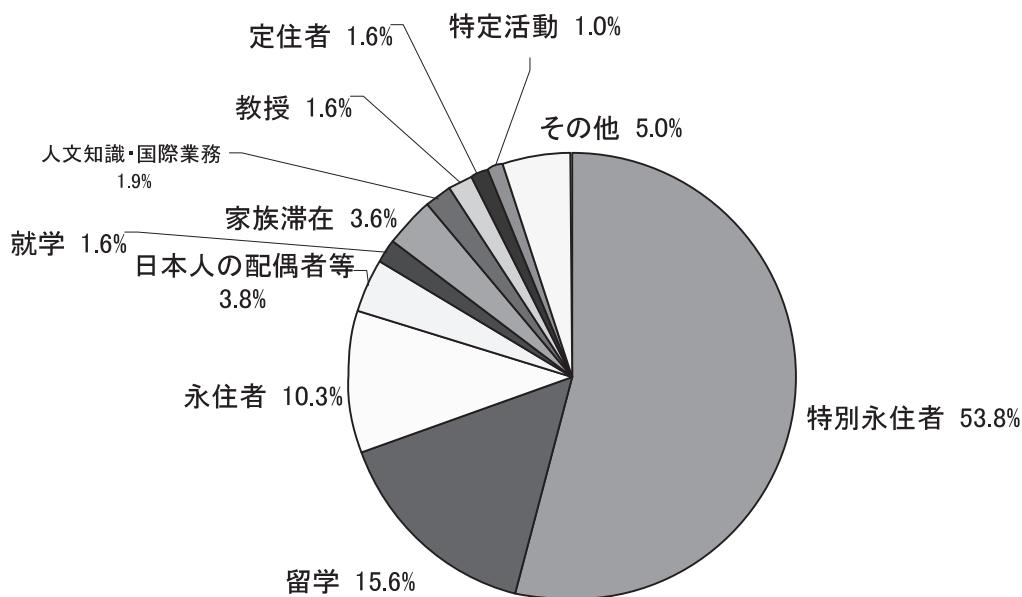
国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数
韓国又は朝鮮	25,207	カンボジア	14	トリニダード・トバゴ	3
中国	9,552	チエコ	14	チュニジア	3
フィリピン	991	ハンガリー	14	ベネズエラ	3
米国	976	ラオス	14	ペラルーシ	2
フランス	349	チリ	13	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2
英國	335	オーストリア	12	キューバ	2
タイ	312	サウジアラビア	12	キプロス	2
インドネシア	270	アフガニスタン	10	エストニア	2
カナダ	243	コロンビア	10	グルジア	2
オーストラリア	232	ケニア	10	グアテマラ	2
インド	223	ノルウェー	10	コートジボワール	2
ベトナム	209	南アフリカ共和国	10	レバノン	2
ドイツ	184	ボリビア	8	モルドバ	2
ブラジル	174	ジャマイカ	8	モザンビーク	2
ロシア	146	モロッコ	8	パラグアイ	2
ネパール	139	ウズベキスタン	8	タジキスタン	2
マレーシア	105	アルジェリア	7	タンザニア	2
イタリア	104	ギリシャ	7	ウガンダ	2
スウェーデン	83	ホンジュラス	7	セルビア・モンテネグロ	2
エジプト	82	オマーン	7	バーレーン	1
ペルー	76	ポルトガル	7	ボツワナ	1
ニュージーランド	74	スーダン	7	ブルネイ	1
モンゴル	66	コンゴ民主共和国	6	ブルキナファソ	1
イラン	62	イエメン	6	コスタリカ	1
スペイン	60	ザンビア	6	エクアドル	1
バングラデシュ	56	ドミニカ共和国	5	エルサルバドル	1
スリランカ	52	ガーナ	5	フィジー	1
ルーマニア	47	イラク	5	クウェート	1
オランダ	42	トンガ	5	リビア	1
スイス	42	アンゴラ	4	モルディブ	1
メキシコ	41	アゼルバイジャン	4	マリ	1
ミャンマー	39	カメルーン	4	マルタ	1
フィンランド	36	クロアチア	4	ニカラグア	1
ベルギー	34	アイスランド	4	カタール	1
シンガポール	33	カザフスタン	4	サモア	1
イスラエル	29	キルギス	4	スロベニア	1
トルコ	26	ルクセンブルク	4	ソロモン	1
ポーランド	23	スロバキア	4	スウェーデン	1
パキスタン	21	シリア	4	東ティモール	1
ウクライナ	20	ヨルダン	3	ウルグアイ	1
デンマーク	19	ラトビア	3	ジンバブエ	1
アイルランド	19	リトアニア	3	無国籍	13
ナイジェリア	18	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	3	ごうけい 合計	
アルゼンチン	16	マダガスカル	3	41,289	
ブルガリア	15	セネガル	3		
エチオピア	15	セルビア	3		

在留資格別 外国人登録者数

2010(平成22)年12月末現在

在留資格	人数
特別永住者	22,218
留学	6,450
永住者	4,257
日本人の配偶者等	1,558
就学	655
家族滞在	1,497
人文知識・国際業務	793
教授	668
定住者	676
特定活動	432
その他	2,085
総数	41,289

外国人登録者数グラフ(在留資格別)



きょうと し た ぶん か し さく こん わかい
京都市多文化施設懇話会 委員

にんき (任期 : 2010 (平成22) 年4月1日から2012 (平成24) 年3月31日)

	【 氏 名 】	【 職 名 】
しめいいいん 指名委員	おがわのぶひこ 小川伸彦 かんざきせいichi 神崎清一 しげのあぐり 重野亜久里 とくらよしかず 十倉良一 よしむらみわ 吉村三和	ならじょしだいがくぶんがくぶじゅんきょうじゅ 奈良女子大学文学部准教授 ざいきょうとそうしゅじ (財)京都YMCA総主事 とくかつたぶんかきょうせい (特活)多文化共生センターきょうと理事長 きょうどしんぶんしゃろんせついいんちょう 京都新聞社論説委員長 きょうとうんえいいいん (財)京都YWCA・APT運営委員
こうぼいいいん 公募委員	きむくあんみん 金光敏 きむやんじや 金洋子 しらかわきいち 白川喜一 おくやま 奥山イク子 ちんまさお 陳正雄 シピチコ・ウリヤナ みずとり 水鳥ソフィー	こくせき 【 国籍, またはルーツとなる国 】 かんこく ちょうせん [韓国・朝鮮] かんこく ちょうせん [韓国・朝鮮] かんこく ちょうせん [韓国・朝鮮] ちゅうごく [中国] ちゅうごく [中国] ロシア [フランス]

- 指名委員は市長が適當と認めた者を委嘱

- 公募委員は外国籍及び外国にルーツをもつ市民から公募により選出

きょうとしたぶんかしさくこんわかいせっちょこう
京都市多文化施策懇話会設置要綱

せつち
(設置)

だい じょう ほんし がいこくせきしみんとう しせい さんか すいしん たぶんかきょうせいしゃかい こうちく
第1条 本市における外国籍市民等の市政への参加を推進し、多文化共生社会を構築す
がいこくせきしみんおよ がいこく しみん にほんこくせきしづとくしゃ にほんじん こくさいけつこん
るため、外国籍市民及び外国にルーツをもつ市民（日本国籍取得者、日本人との国際結婚
う こ ちゅうごくこくしやとう いかおな かん しょもんだい ちょうさ
により生まれた子、中国帰國者等をいう。以下同じ。）に関する諸問題について調査し、
また しんぎ ほんし と く かだいとう いけん の きかん きょうとしたぶんか
又は審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を述べる機関として、京都市多文化
しょくこんわかい いか こんわかい お
施策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

しょしょうじこう
(所掌事項)

だい じょう こんわかい つぎ じこう ちょうさ しんぎ しちょう いけん の
第2条 懇話会は、次の事項について調査し、又は審議し、市長に意見を述べるものとす
る。

- (1) 多文化共生施策に関する事項
(2) その他市長が必要とする事項

そしき
(組織)

だい じょう こんわかい いいん めいいない そしき
第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。
いいん めいいない いいん こうぼ せんしゅつ もの た いいん がくしきけいんしゃ
2 委員のうち、7名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者そ
た しょこう てきとう もの しちょう いしょく
の他市長が適當と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。
こうぼ せんしゅつ いいん ほんし くいきない きょじゅうち ゆう がいこくじんとうろくしやおよ がいこく
3 公募により選出する委員は、本市の区域内に居住地を有する外国人登録者及び外国に
もの せんしゅつ いいん しかくおよ せんしゅつほうほう そごうきかくきょくちょう
ルーツをもつ者から選出することとし、委員の資格及び選出方法は、総合企画局長が
きだ
定める。
いいん にんき ねん ほけつ いいん にんき ぜんにんしや ざんにんきかん
4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
いいん さいにん こうぼ せんしゅつ いいん き かぎ さいにん
5 委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、1期に限り再任
されることができる。
いいん とくてい ぐに みんぞく ちいきとう だいひょう
6 委員は、特定の国、民族、地域等を代表するものではない。

ざちょう
(座長)

だい じょう こんわかい ざちょう お
第4条 懇話会に座長を置く。
ざちょう いいん ごせん さだ
2 座長は、委員の互選により定める。
ざちょう こんわかい だいひょう かいむ そうり
3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
ざちょう じこ ざちょう しめい いいん しょくむ だいり
4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう かいぎ ざちょう しょうしゅう
第5条 会議は、座長が招集する。

ざちょう かいぎ ぎちょう
2 座長は、会議の議長となる。

こんわかいい ぎじ しゅつせき いいん かはんすう けつ かひどうすう
3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると
ころによる。

かいぎ こうかい こんわかいい けってい ひこうかい
4 会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができます。

こんわかいい ひつよう おう かんけいしゃ しゅつせき もと せつめいまた いけん き
5 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

こもん
(顧問)

だい じょう こんわかいい こもん お
第6条 懇話会に顧問を置くことができる。

こもん がくしきいけんしゃ たしちょう てきとう みと もの しちょう いしょく
2 顧問は、学識経験者その他市長が適当と認めた者を、市長が委嘱する。

こもん こんわかいい しゅつせき いけん の
3 顧問は、懇話会に出席し、意見を述べることができる。

しょむ
(庶務)

だい じょう こんわかいい しょむ そうごうきかくきょく おこな
第7条 懇話会の庶務は、総合企画局において行う。

た
(その他)

だい じょう ようこう さだ こんわかいい うんえい かん ひつよう じこう そうごう きかく
第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総合企画
きょくちょう さだ
局長が定める。

ふそく
附 則

せこうきじつ
(施行期日)

ようこう へいせい ねん がつ にち せこう
1 この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

にんき とくれい
(任期の特例)

ようこう せこう いご さいしょ いしょく いいん だい じょうだい こう きてい
2 この要綱の施行以後、最初に委嘱される委員は、第3条第4項の規定にかかわらず、
にんき へいせい ねん がつ にち
任期は、平成12年3月31日までとする。

けいかそち
(経過措置)

だい じょうだい こう きてい さいしょ こんわかいい しちょう しょうしゅう
3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。

ふそく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ たち せこう
この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

ふそく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ たち せこう
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

ふそく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち せこう
この要綱は、平成22年1月18日から施行する。

きょうとしたぶんかしさくこんわかいい
京都市多文化施策懇話会

2010 (平成22) 年度報告書

2011 (平成23) 年3月発行

きょうとしたぶんかしさくこんわかいい
京都市多文化施策懇話会

じむきょく きょうとしそうごうきかくきょくこくさいかすいしんしつ
事務局：京都市総合企画局国際化推進室

〒604-8571京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488番地

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp